

滋賀地方最低賃金審議会の意見に関する公示

滋賀労働局一般公示第 22 号

平成 30 年 8 月 6 日滋賀地方最低賃金審議会から滋賀県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、滋賀県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 12 条の規定に基づき、平成 30 年 8 月 21 日までに滋賀労働局長あて（大津市打出浜 14 番 15 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成 30 年 8 月 6 日

滋賀労働局長 石坂 弘秋

記

滋賀県最低賃金の改正決定に係る滋賀地方最低賃金審議会の意見の要旨

滋賀県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
滋賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用主に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 839 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成 30 年 10 月 1 日